

春日部市告示第 69 号

春日部市屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について

春日部市屋外広告物条例（平成26年条例第30号）第4条第4号から第6号まで及び第10号並びに第5条第5号並びに第6条並びに第8条第1項第5号、第2項第3号及び第4項第2号の規定により次のとおり指定したので告示する。

平成27年2月12日

春日部市長 石川 良



1. 禁止地域等

- (1) 第4条第4号の規定により、市長が指定する地域
 - ア 花蔵院の四脚門の周囲100m以内の地域
 - イ 別図1に示す香取神社本殿の周囲の地域
- (2) 第4条第5号の規定により、市長が指定する地域
 - ア 小湊山観音院仁王門及び立野天満宮本殿の周囲100m以内の地域
 - イ 別図2に示すめがね橋の周囲の地域
 - ウ 花積貝塚
 - エ 内牧塚内古墳群（塚内1号墳から塚内7号墳）
 - オ 秋葉神社の夫婦松
- (3) 第4条第6号の規定により、市長が指定する区間
東武鉄道の市内全区間
- (4) 第4条第10号の規定により、市長が指定する区域
 - ア 別図3に示す春日部駅西口広場及び春日部駅東口駅前交通広場の区域
 - イ 別図4に示す南桜井駅北口駅前広場とその周囲の区域及び南桜井駅南口駅前広場の区域
 - ウ 別図5に示す北春日部駅西口駅前交通広場の区域
 - エ 別図6に示す武里駅西口駅前広場の区域

2. 禁止物件

第5条第5号の規定により、市長が指定するもの
信号機を有する交差点（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第5号の交差点をいう。）に係る停止線の延長線から内側の道路の区域（当該交差点の区域を含む。）及び信号機設置の標柱の下端から道路に沿って前後10mまでの地点の両側3m以内に存する電柱、街灯柱その他電柱に類するもの

3. はり紙等の禁止物件

第6条の規定により、市長が指定する道路
国道、県道及び市道の市内全区間

4. 適用除外

(1) 第8条第1項第5号の規定により、市長が認めるもの

ア 学校が一時的に表示する広告物又はこれに係る掲出物件

イ 地域の一体感のあるまちなみを形成するための事業として表示する広告物又はこれに係る掲出物件

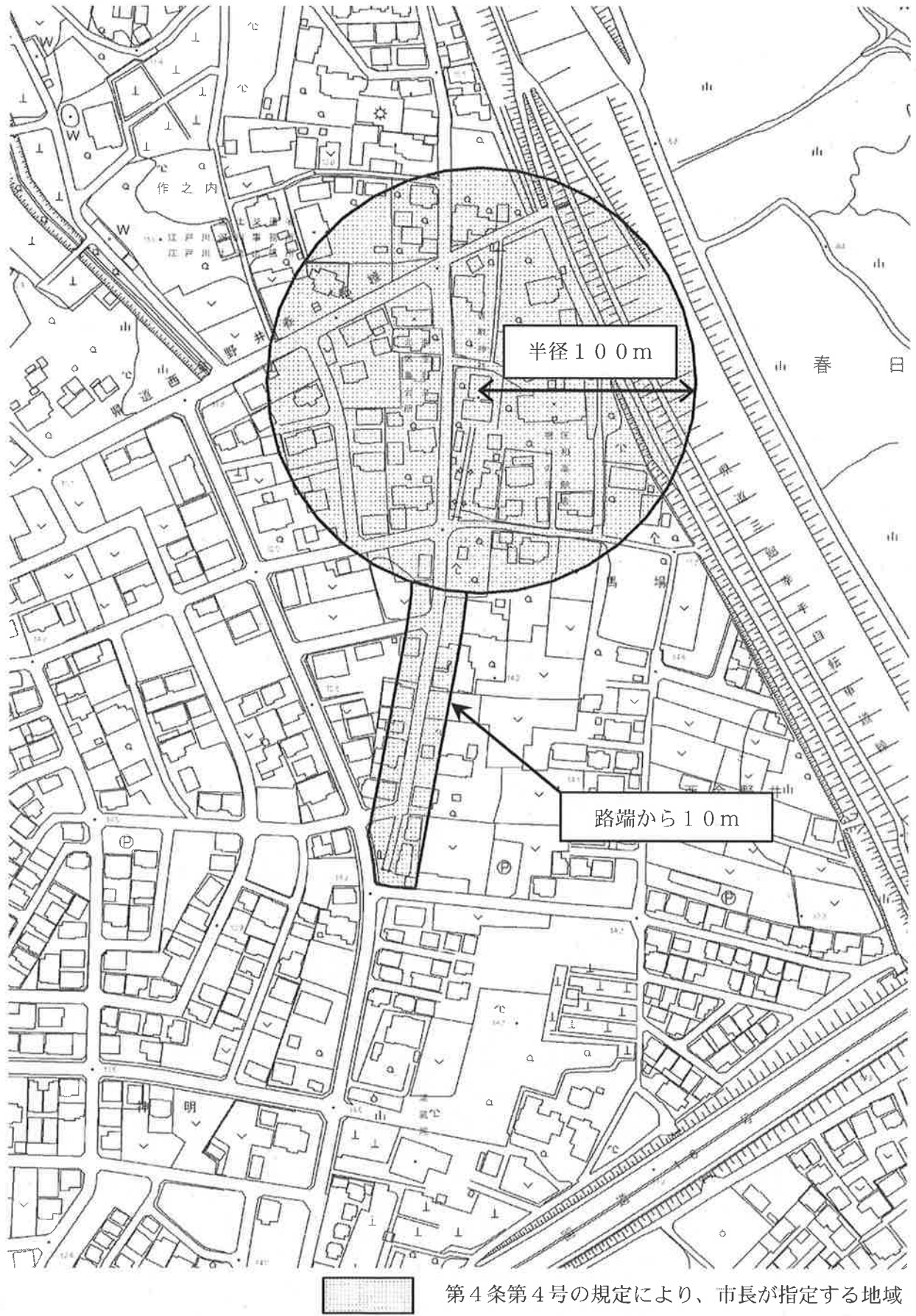
ウ 公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で表示する、路面に表示される広告物で、景観を阻害しないもの

(2) 第8条第2項第3号及び第4項第2号の規定により、市長が指定する行事
季節的行事、又は地域の年中行事

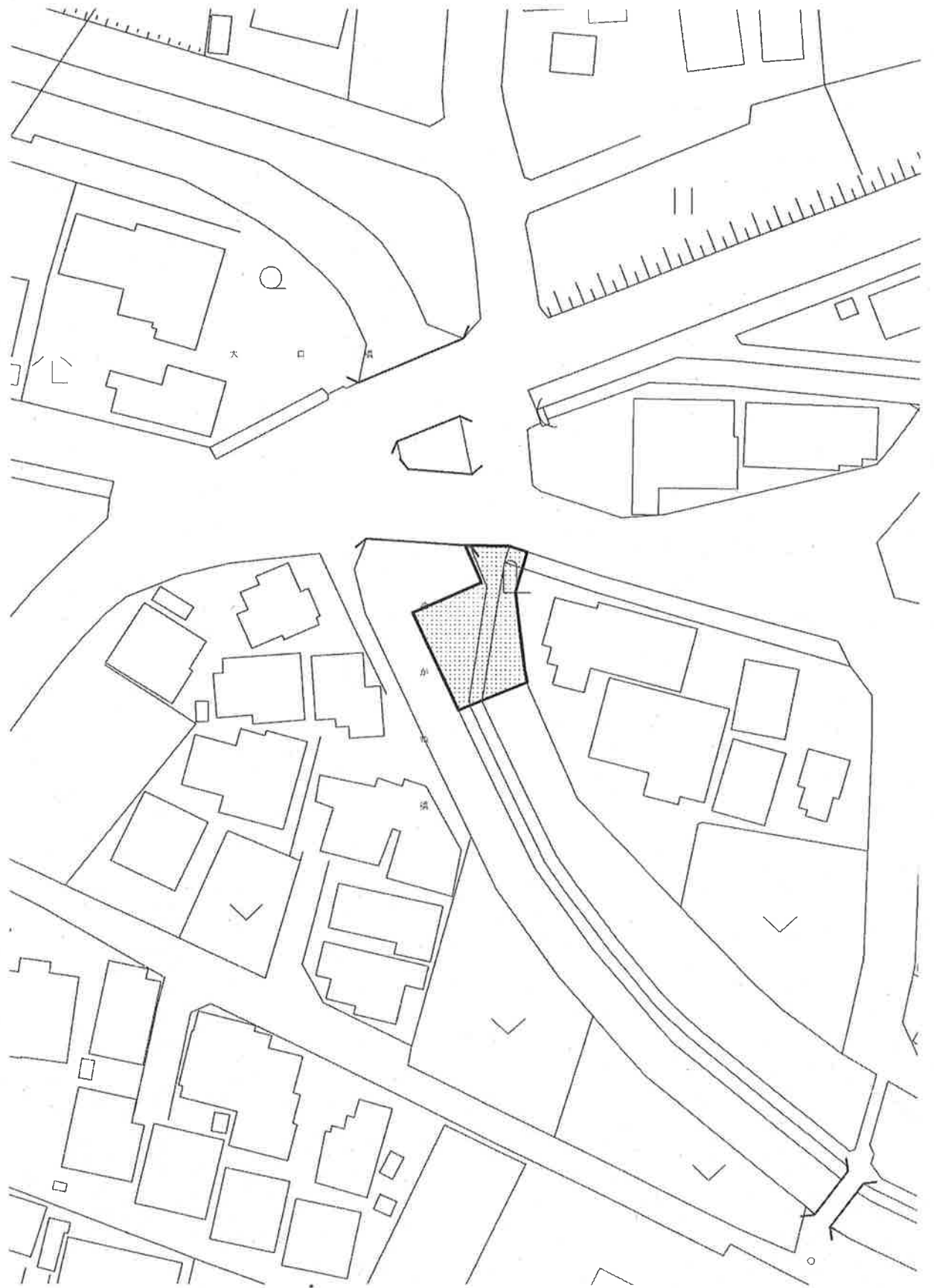
附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別図1 香取神社本殿の周囲の地域

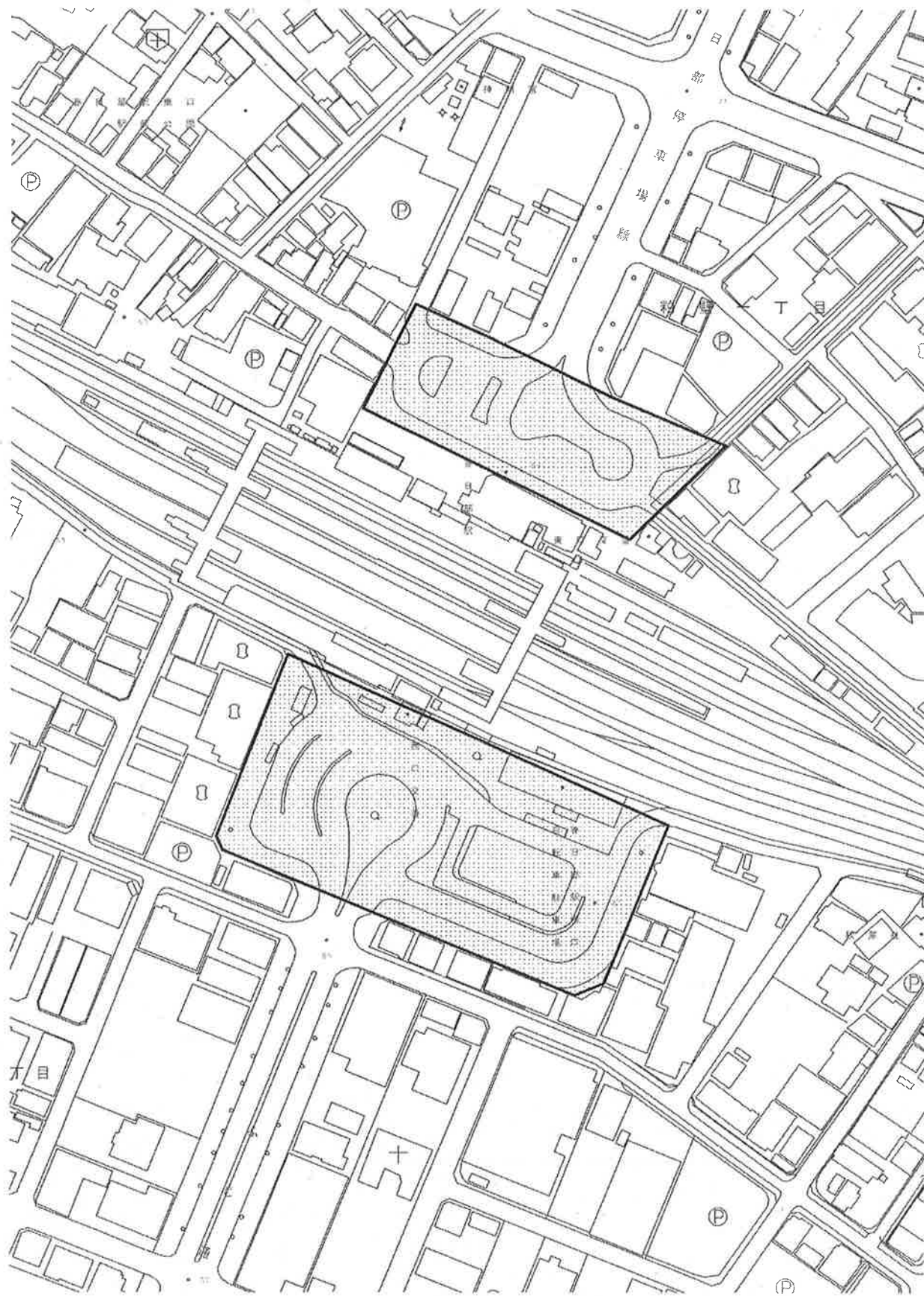


別図2 めがね橋の周囲の地域



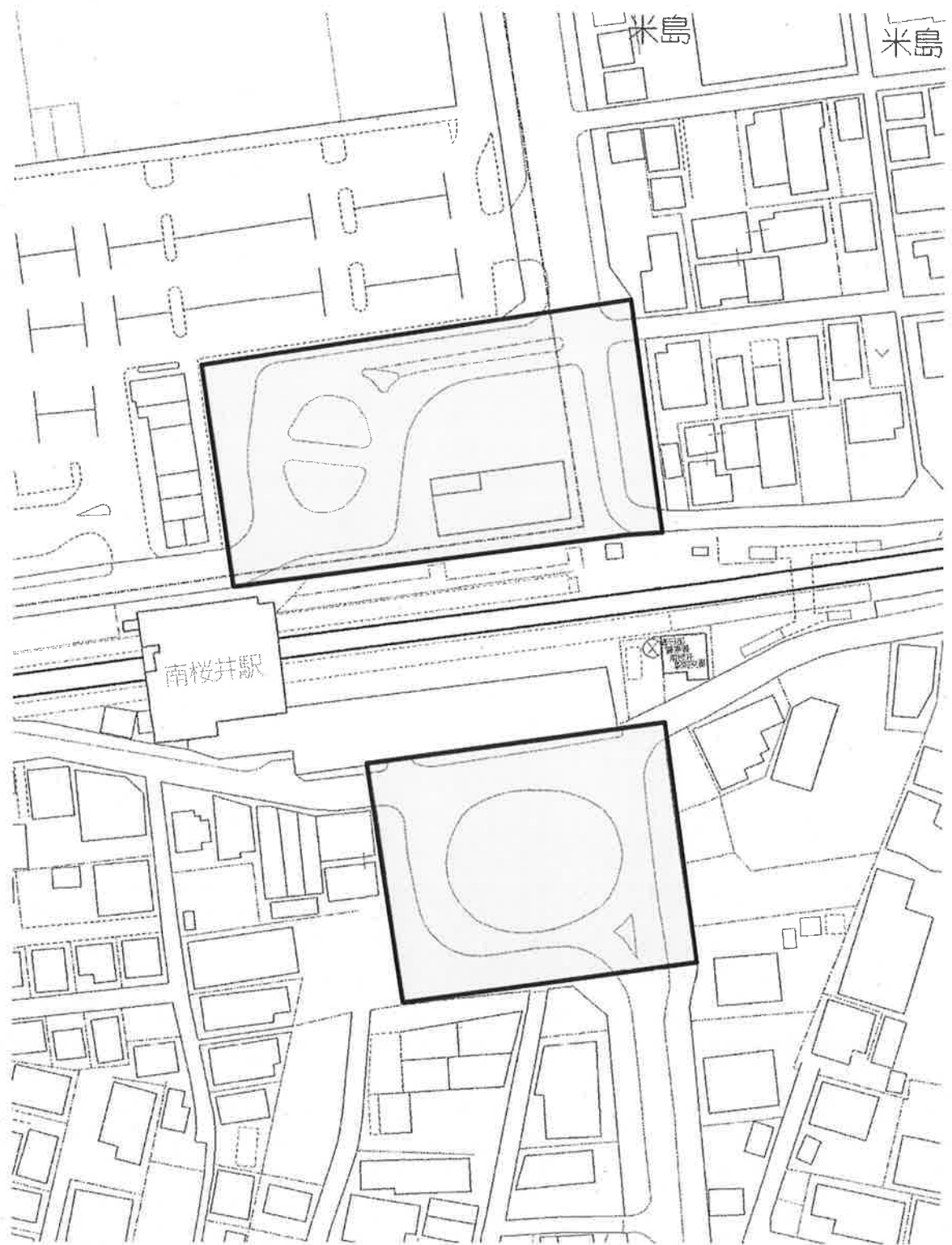
第4条第5号の規定により、市長が指定する地域

別図3 春日部駅西口広場及び春日部駅東口駅前交通広場



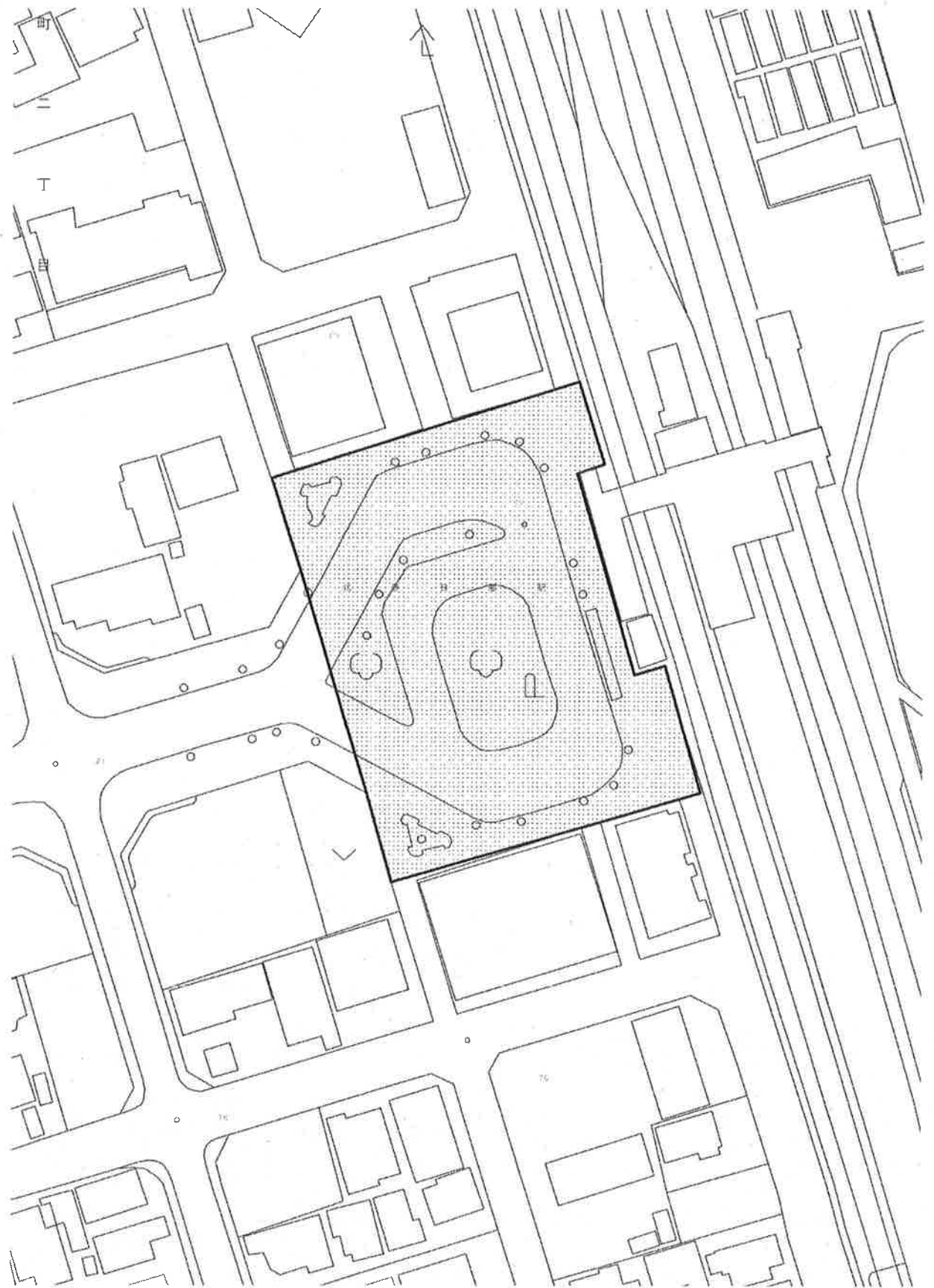
第4条第10号の規定により、市長が指定する区域

別図4 南桜井駅北口駅前広場とその周囲の区域及び
南桜井駅南口駅前広場



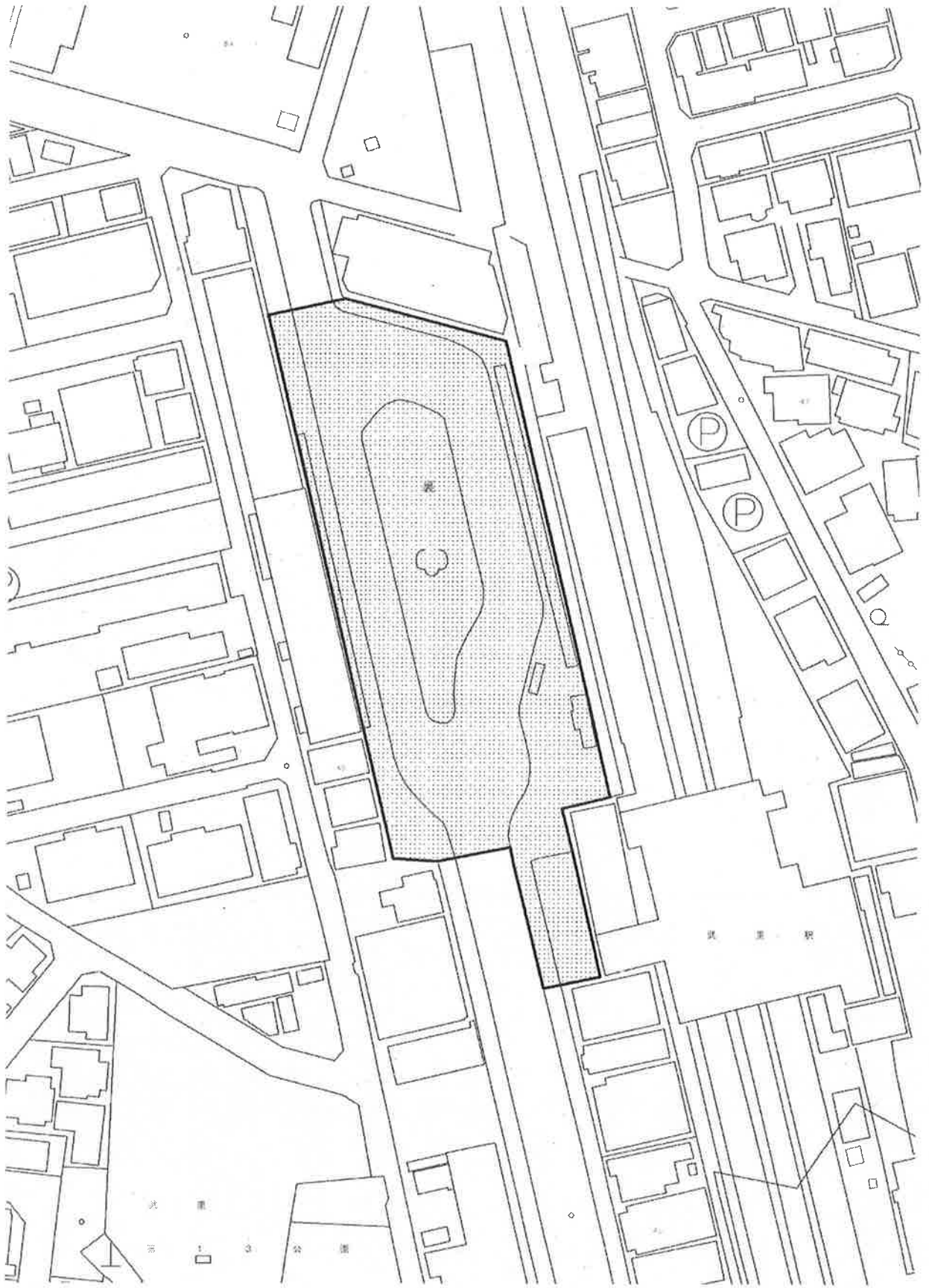
 第4条第10号の規定により、市長が指定する区域


別図5 北春日部駅西口駅前交通広場



第4条第10号の規定により、市長が指定する区域

別図6 武里駅西口駅前広場



 第4条第10号の規定により、市長が指定する区域